

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名        |
|-------|-------------|
| 16    | 母子保健法に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

涌谷町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣誓する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定している。

## 評価実施機関名

宮城県涌谷町

## 公表日

令和2年1月21日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 母子保健法に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 母子保護法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とし、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給または費用の徴収に関する事務を行う。<br>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。<br>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨<br>②新生児の訪問指導の実施<br>③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨<br>④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査<br>⑤母子健康手帳の交付に関する事務<br>⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨<br>⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査<br>⑧未熟児の訪問指導の実施 |
| ③システムの名称                 | 住民情報システム(COKAS-R/AD II)   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 母子保健法に関する事務ファイル          |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法9条第2項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法19条第8項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康課 健康づくり班  |
| ②所属長の役職名                 | 健康課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 涌谷町総務課 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2 TEL0229-43-2111  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 涌谷町健康課健康づくり班 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278番地 TEL0229-43-5111   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年12月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年12月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |   |  |
|--|---|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 特に力を入れている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 特に力を入れている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |   |  |
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

